

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回豊中市子ども審議会 社会的養育推進のあり方検討部会		
開催日時	令和6年(2024年)7月22日(月) 10時00分～12時00分		
開催場所	豊中市 くらしかん3階体験学習室	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども安心課	傍聴者数	1名
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野委員(部会長)、鷺島委員、土井委員、中村委員、浜田委員、福田委員 井上委員(オンライン)	
	事務局ほか	<子ども未来部> 厚東部長、別所次長、橋本はぐくみセンター長兼子ども安心課長、 太田参事兼児童相談所開設準備チーム総括者 橋元子ども安心課主幹 子ども政策課： 出口課長、石原課長補佐、中村係長 児童相談所開設準備チーム： 河本主幹、阿山補佐、小山主事、真田	
議題	【報告案件】 1. 「児童相談所の法的対応について～子どもの意見表明支援等」(報告) 2. 「本市社会的養育推進計画中間案」(説明)		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和6年度第2回社会的養育推進のあり方検討部会（会議概要）

日 時：令和6年（2024年）7月22日（月） 10：00～

場 所：豊中市 くらしかん3階体験学習室

出席者：小野委員（部会長）、井上委員（オンライン）、鷺島委員、土井委員、中村委員、
浜田委員、福田委員

<資料確認>

○事務局

事務局として、こども未来部こども安心課児童相談所開設準備チームの職員ならびにこども政策課の職員が出席しています。

また、本日の検討部会には、おひとり傍聴の方がいらっしゃいます。

○部会長

本日は、最初に、1名の委員から「児童相談所の法的対応」についてご報告をいただこうと思います。いつも通り、10～15分程度でお話いただき、質疑応答を行いながら、議事を進めていきます。

そのあと、これまでの検討会でのご報告内容、いただいたご意見等を踏まえ、事務局の方で豊中市社会的養育推進計画の中間案をまとめてもらいましたので、事務局から説明いただきます。

<報告1 報告>

○委員：「児童相談所の法的対応について～子どもの意見表明支援等」の報告

1 児童福祉行政と司法権

児童相談所がこどもの権利をどうとらえるべきか、大枠のところをお話ししたい。

行政による権利の制約には司法のチェックが必要になる。行政側の意識としては、例えば一時保護についてもこどものためにやっていることであり不利益処分との認識はないかもしれないが、とはいえ制約を受けてしまう側面はある。

利益的側面も不利益的側面の両方があるのだろうが、ここ10年くらいの流れとして、不利益処分的側面への着目がなされるようになった。

ただし、児童虐待対応の司法関与はこれまでも限定的で、実際にこどもや保護者等と関わる児童相談所の判断が尊重されてきた（行政裁量が与えられていた）。今回の法改正後もこの大枠は変わっていない。裁判所の具体的関与の場面は、列記のとおり。

児童相談所の採るべきスタンスとしては、行政裁量が大きいからこそ、権限の行使は慎重に丁寧に行うことが必要になる。裁量が認められるからこそ、児童相談所が組織として自らの判断でバランスをとることが求められる。楽なように見えるがしんどいこと。

2 こどもの権利擁護について

今回の児童福祉法の改正によりこどもの意見聴取等の措置が義務付けられた。

こどもの意向等を聞く措置とされているが、ただの手続保障にとどまらず、こどもの意向を聞く前に大人が如何に丁寧に説明するか。また、こどもの意向を聞きながら、不断のフィードバックが大切なのだと考える。

意見表明等支援事業について、これまでこどもは大人、措置権者に対して意見を言いたくても言えない状況があった。こどもアドボケイトに意見を言えるようにすることになるが、誰がそれを行うのか、何をするのかというのが検討のポイント。こどもアドボケイトはマイクとも言われる。マイクはこどもに対し説得をしないというのが原則だが、弁護士がアドボケイトをするとやりすぎてしまうのではないかととも言われている。

こどもの意思かこどもの利益かと書いた。こどもの意思はこどもが言ったことをそのまま伝えること。こどもの利益はこどもの現状の意思には反するが、こどもにとってそちらの方が良いと考える、こどもの最善の利益という発想になるのがこどもの利益。この辺りの立ち位置が非常に難しい制度だと思う。

こどもの意見を聞いた後どのように職員に伝えるか、フィードバックするか、その人の関りが1回限りなのかどうかも仕組みづくりを考えるうえでの課題。

こどもが直接に審議会に意見を上げられる仕組みも検討されるようだが、こどもの意見を誰がどのように審議会に伝えるようにするのかもポイント。

こどもの権利も基本的には大人と同じではあるが、こどもは発達の途中であり、大人側が頑張っておせっかいをしてあげないといけない。それを含めてこどもの権利である。こどもが言ったからだけでほったらかしにするのは、大人の責任の放棄ともいえる。

朝ドラの一場面からこどもの意見表明について参考になるものがあったので転記してみた。こどもに意見を聞くことが大事だとは言っても、こどもに決断をさせてしまうのはこどもにとって荷が重すぎる。こどもの意見を聞きながら、大人も考えを説明し、意見を交換する。手間も暇もかかるやり取りが必要になるのだろうと思う。

3 一時保護の司法審査と意見表明の関係

裁判所がこどもや親の意見を聞くことは、この手続きでは想定されていない。

そもそも、司法審査が必要なのは、「親権者等の同意がないとき」であり、こどもが不同意の場合は司法審査の対象とはされていない。今後検証されていくことになるだろう。

こどもの意見を裁判所に意見書の形で出したからよいのではない。裁判所は、所詮スポット的にかかわるだけであり、こどもに対するフィードバックが大事。

児童相談所としては、こどもの権利主体性を意識することが重要。ただ、一方で児童相談所が最もこどものことを理解していると考えられるのも危険。児童相談所が全て確実にこどものことがわかっているわけではないことを前提に、アドボケイトにサポートしてもらうなど周囲の大人と「役割分担」を考えることも必要、そのことによって、よりこどもの主体性が一層重視される枠組みになるのではないかと考える。

質疑応答

委員：意見表明支援事業に関わることが多い。その中で、性被害のケースで、一時保護所にアドボケイトが入ると困る、まずは一時保護所の職員が最初に聴くべきだと言われ現場が混乱したということがあった。逆に、こどもの意見聴取等措置をアドボケイトに担わせようとする自治体もあって、混乱している。

大人の役割分担という点で、どのように整理していけばよいか。

委員：性被害のことを、どちらが聞くのが良いかについては、あまり問題はないと思う。問題になるのは、こどもが思っていないところまでこの話が広がってしまうこと。こどもの側面からすれば、こちらの職員は強面で怖い、でもアドボケイトの人は話しやすいという

ことで、私はその人に話したいといことであればその思いは尊重されるべきかと思う。聞いた側がどう取り扱うかが考えられていれば良い。こどもが誰にも言わないでねと言って話された場合に、でもこの話は誰々に伝えた方が良いと思うと説明して言うことにしようとなれば良いと思う。このことは、児相の職員が聞いても、アドボケイトが聞いても同じ話。

どうしてそのような話になるのかはよくわからないが、もしかすると捜査機関の対応にならっているのかもしれない。捜査機関としては自分たちから遠い人が情報を持つことを操作の観点から避けようとするのが一つ、もう一つは刑事訴訟法で誰が聞いたかによって証拠としての効力が変わるといことが仕組みとしてあり、一番強いのが裁判官だがその次が検察官や警察官が聞くといことで児相相談所の人聞いた内容は相対的に証拠として使いにくいといことがあり、そこからの発想で先に一時保護所の職員が先に話を聞きたいといことになるのかもしれない。

また、意見聴取措置については、国の考えとしては原則児相職員が聞くとされているが、これは措置をするのが児相なのだから児相が聞きなさいといのと、そのことの説明もやろうとしている内容を的確に説明する児相がすべきといことなのだろうと思う。ただ、これも、こどもによっては児相職員には話づらいこどももいるだろうし、こどもから聴く時はアドボケイトにお願いをする。あるいは説明は児相職員がしてその後どう思うといところをアドボケイトが聞き取るいように分担するのい一つの方法。このようにこどもへの説明とこどもからの聴き取りが確保されるのであれば、あとは自治体の判断でいろいろな方法があつてよいのではないか。

委員：意見聴取等措置について、一時保護でこどもが施設に移送されるとき、初期対応された職員と違う職員が移送してくることがあり、そのような場合にこどもの状況を聞いても、移送だけなのでわからないといわれることがある。初期対応職員と移送の職員間での情報の引継ぎがうまくできていないのではないかと思うことがある。

緊急に一時保護されるとき、こども自身もあまり説明がなされていないことがあるが、何故今日は家とは違うところでお泊りをするいことになるのか小さいこどもにも説明が必要だと思ふ。緊急の場合には難しいことだと思ふが、こどもへの丁寧な説明は本当に大事なことだと思ふている。説明が大事だと思ふがどうか。

また、一時保護の司法審査の流れについて、司法と保護者とがやり取りをすくことになるのか、そこにこどもとの司法面接も含まれるのか。その辺りを教えて欲しい。

委員：移送の職員が十分に説明できないといことは現実問題としては理解できるが、それではだめだと思ふ。移送の際に必ず申し送るべき内容といものを、医療の救急搬送の時の脈拍や血圧といったものいように決めておくといよいのではないかと思ふ。児相の手間がかかることにはなるが、次の対応を行う上でも引継ぎは重要、簡単な内容でも無いよりはよい。

一時保護司法審査については、被疑者逮捕の際の逮捕状の請求に似ている。裁判所が記録を見て判断するもので裁判所は被疑者の話は一切聞かない。それと同じで、裁判所が保護者やこどもに直接聞き取りを行うことは無く、児相からの意見、記録だけで判断される。こどもや保護者等から意見を聞くいようにとされ添付資料として提出するとされているが、何らかの理由で聴き取りがまだできていなくても審査自体は進むことになる。

その点は、28条や一時保護の2か月越えの審判等といは大きく枠組みが異なる。一保

状の審査については、書類だけで裁判所に申請されて2～3時間程度で判断されるものと想定されている。

委員：児童福祉審議会の利用は有効だとされているが、こどもからのハガキを受けて、実際にはこどもに聞き取りに行くのは児童相談所職員というのが実情でもある。この時の対応について、意見徴収措置の観点で対応するのか、意見表明支援の観点で対応するのか、あるいは第三者が聞き取りを行いのが良いのか、先生のお考えを聞かせてもらいたい。

委員：審議会自体は第三者性があると想定されているが、審議会の委員が直接にこどもの話を聞きに行くことはあまり想定されておらず、児相の職員が聞き取りに行くか、審議会事務局の職員が聞き取りに行くことが考えられる。児相職員の場合はきちっとは聞けるだろうが、まさに措置をした相手方で、こどもは措置に対する不満を伝えることができるのか。少なくとも言いやすいのか。市本庁の職員であっても、こどもからすれば同じ市の職員であり話したことがそのまま児相にも伝わってしまうのではと疑われてしまいうまく機能しない。そうであれば、こどもアドボケイトといった第三者の人にこどもの話を聞きに行ってもらおうということも考え方としてはあると思う。国の方針でも、児童福祉審議会でないといけないと決められているものもなく、児福審以外の別の機関、いわゆるオンブズマンなど、第三者機関を市から外出して設置するという方法もこどもにとっては意見を言いやすい、客観性の担保された意見汲み上げの仕組みになりうるのではないかと。まずは児福審がやるのかどうかを検討のスタートで、そこからの仕組みは全国いろいろありようがあってよいのではないかと思う。既存の児相で対応を変えるのは大変だろうが、児相新設の豊中市にとってはある意味チャンスともいえる。豊中市には是非幅広の審議をしてもらえればと期待する。

委員：意見聴取措置について、現場では、もともと社会診断、心理診断、医学診断等をもとに総合診断を行いこどもの最善の利益の観点からどうすべきかという援助方針を大人が決めてきた経過があった。こどもの意見は社会診断の一部としては聴取されていたが、今回そこが大きくクローズアップされ、こどもの意見をきっちりと取り入れたうえで方針を決めていくこととされた。情報を説明した上でこどもがどう考えるかを聞き取り、それを援助方針の決定の要素として取り入れていく仕組みなのだろうと思っている。

ただ実際には難しいこともあると感じるのは、たとえば、こどもの意見を聞くと、こどもが家に帰りたと言ったら「こどもが帰りたと言ったから家に帰す」とか、逆にこどもが家に帰りたくないと言ったら「こどもが家に帰りたくないと言ったから家に帰さない」となるのかということとそうではないと思うし、保護者に説明する際に、こどもがこう言っているからと、児相の決定の根拠をこどもの意見にもっていくのは違うと思っている。こどもが帰りたくないというのも一つの要素ではあるけれど、それだけが帰さない理由ではないということも保護者等に説明できないといけないと思う。

土井委員が言われた移送の際に移送の職員にうまく引き継がれていないということについては児相としてきちんとしないといけない部分ではあるが、緊急保護の場合にはこどもに一定の説明はして納得を得るが、混乱状況にある中できちんとした説明をその場で全部しきことは困難。こどもが落ち着いた状態になってから、翌日などに、一時保護の理由や今後の見通し等について図などを用いて説明するようにしている。そのように節目でこどもの意見聴取を行うようにしている。

意見表明は、意見聴取等措置とは違って、こどもがより主体的に意見を言いたいというときにそれを拾い上げる仕組みでスタンスが異なるのかなと感じている。アドボケイトは、こどもが言いたいことを言う、言いたくないことは言わない。そのような主体性を重視するものではあるが、権利侵害を含む内容など内容によってはしかるべきところに繋ぐようにしている。

権利擁護機関についてその有効性について議論されているところだが、児童福祉審議会の中に専門の小委員会を設置して審議することになっているが、審議会の委員が直接こどもの意見を聞きに行くことは難しく、第三者の意見聴取員がこどもの意見を聴き取りに行きその内容を審議会にあげて審議するという形を4月から実施している。

委員：意見聴取等措置と意見表明支援は似て非なるもので、だいぶ違うのだろうというのは私も同感。意見聴取措置は原則予め聴き取ることとされているが、この予めは、あまり無理をする必要はないのだろうと思っている。こどもが混乱時に説明してもこどもには何も伝わらず意味がない。それよりは、こどもにきちっと説明をする。こどもに理解できるように説明のタイミングや方法を考えることを重視すべきだと考える。

児福審のような仕組みについては、大人側としては、そういう制度があるのだという認識、こどもの権利のためにそこまで考えていくのだという決意表明にもなると考える。その意味でも、単に国が作りなさいというから作るということではなくて、こどもの権利の擁護のために市としてこういう準備をしたということ自体に意味があるのだろうと思う。ただせっかく作るなら、うまく機能する仕組みの方が良いので、その中で何ができるかを悩んでいただきたい。

委員：里親家庭でも虐待にあったという事案がある。里親家庭内で虐待があっても、こどもは他者に言うとその里親家庭を追い出されてしまうのではないかと、生活できなくなるのではないかと、言えないのが現状。別の里親家庭に移って初めて、高校生年齢のこどもでも、時間が経ってからようやく前の里親家庭でこんなことがあったと話しができる。

あなたの発言に関わらず、もう前の里親のところに戻ることは無いと言われて初めて話ができるなど、こどもが意見を言えるようにする仕組みが必要。こどもが意見を言ってもよいのだと思える仕組みを、こども自身にわかりやすく伝えていただくことを豊中市に切に期待したい。

委員：意見を言って自分の生活が壊されることがあってはいけない。代わりの里親家庭を確保しておくことも必要だが、こどもに対し、まずは意見を言っても良いのだということを伝えることが大事。このことは、教育の場面でも必要。弁護士会では、学校に出向きいじめ等の問題で、こどもに対して意見を言って良いんだよということを伝えるようなことをしている。こどもたちの意見を聞く、大切にすることというのがこの業界に関わらず、今回の法改正をそのきっかけに広がって行けば良いと思う。

<報告2 説明>

事務局から「豊中市社会的養育推進計画中間案」の説明

○ 中間案の構成の説明と第1章～第4章の説明（事務局）

委員：はぐくみセンターと児童相談所との違いは何か。はぐくみセンターは、既に設置されているようだが、どこにあるのか。

事務局：はぐくみセンターと児童相談所は別。はぐくみセンターは、令和 5 年度に既に開設。ハートパレット 2 階、すこやかプラザの横のコンビニの上にある。

委員：第 2 章のところで、こどもが意見を言ってもよいと思える環境づくりとして、翼のある 5 中校区では、こども園、小学校、中学校、施設で助成金をもらって CAP の取組をこれまで 3 年間実施してきた。今年度も施設のこどもたちには 12 月ころの実施を予定している。CAP のプログラムは 3 つアプローチからなっていて、一つが教職員のワークショップ、二つ目が保護者向けのワークショップ、それとこども向けのワークショップがある。こどもが意見を言って良いというだけでなく、こどもに関わる教職員や保護者等がこどもの権利について理解することが大事であり、3 つのアプローチをもって予防教育として取り組んでいるところ。これを市内全域でとなると費用も大変だとは思いますが、こどもが自らの権利を知ることについて、現時点でこどもの学習機会として豊中市の方で考えている取組はあるか。

事務局：こどもが自分の権利を知るための取組について、まだ検討中ではあるが、一時保護の間や施設入所の間で、こどもたちに権利があることを知る機会を作る等のことが検討できればと考えている。

事務局： 補足として、これまで豊中市では、豊中市子ども健やか育み条例の周知として、学校に出向いて出前講座を行っている。その中で、「もちあじ」、「いじめ防止」や「LGBTQ」などのテーマを用いて、授業の中でこどもの権利についてわかりやすく知っていただく取組みをしてきた。希望する学校ということにはなるが、毎年 20 校程度回っている。CAP ではないがこのような取組みを実施している。

また、毎年小学 4 年生のこどもにリーフレットを配布し、学校の中で全てのこどもの目に触れるような機会を設けている。

合わせて、市の取組みをこどもに知ってもらうために、毎年数校に出向いてこどもヒアリングを実施し、その中でこどもの権利について学び、こどもの意見を聞き取組んでいる。例えば、LINE を用いた相談をしているけどどうしたらもっと相談しやすくなるかなというやり取りをして、その結果を審議会に報告するなどしている。今後もこれを充実させることとしており、こどもたちへの出張ヒアリング等こどもたちが言いたいことを言ってもらえるような仕組みづくりを考えていきたい。

委員：3 ページ 第 2 章の②で「施設入所等の支援にあたっては、…丁寧にこどもの意見聴取を行う。」とあるが、支援にあたってというよりは、一時保護しますとか施設入所します、措置変更します、解除しますなど、措置の区切り目にあたって、このように考えているけれどもどう思うとこどもの意見を聴き取るということだろうと思うので、少し表現がわかりにくいのではないかと感じた。

事務局：措置の区切りといった表現等への修正を検討する。

○第5章～第8章までについて説明（事務局）

委員：9ページ第6章⑤で「保護者の同意が得られない場合には確実に司法審査を受けるなど…」と記載されているが、これは、法の改正により当然のこと。それ以外のことも含めて、こどもの一時保護等を適正に行っていくことの決意表明だと思われる。そうだとすれば、同意を得られない場合に、審査を受けるなどではない、適正に頑張っていくのだ私たちは、という決意を示すにふさわしい表現を工夫していただきたい。

事務局：改めて表現の修正を検討させていただく。

委員：同じく9ページの3行目「一時保護を行う際はこどもの意向をしっかりと聴き取ると共に、…丁寧に説明することが必要」とあるが、先ほどの報告を聞くと、先に説明があって、こどもの意向を聴き取る、とした方が良いのではないか。

10ページ第6章⑦一時保護の通学保障のところ、「可能な限り…通学できる機会を確保する」とあるが、高校生の場合は、特に単位の問題などもあって、一時保護されると通学ができなくなると困るということで、虐待のあったことを言えなかったという話を聞いたこともある。この辺り、義務教育までのこどもと高校生とでは少し違うのかもしれないと思う。通学保障はとても重要な部分だと思うので、通学保障のための工夫というか、本当に可能な限り通学保障ができるよう、是非お願いしたい。

事務局：表現としては「できるかぎり」としか書きようは無いが、高校生が単位のことも含めて通学継続できるよう検討したい。

委員：こどもへの説明について、しおり等とあるが、最近の自治体では映像等を使つての説明がなされているところもある。豊中市で映像等の利用等は予定されているか。

一時保護のソフト面について、解除後90数%のこどもたちが在宅に戻る。市の子育て支援の取組と一体的にできることが豊中市の強みだと思うが、一時保護施設でのリービングケアやアフターケアについて、さらに何か考えがあれば教えて欲しい。

事務局：説明について映像等の利用があればということだったが、今後どのような工夫ができるか考えていきたい。4月1日すぐに全て用意することは難しいと思うが、取り組みながら検討していきたい。

一時保護施設でのリービングケアやアフターケアについては、豊中市のこどもたちを豊中市の中で支援していくにあたり豊中市内関係機関とは連携がとりやすいことから、はぐくみセンターとも一時保護中の段階から一緒に検討していく、解除後のことも連携しながらこどもたちの様子を見守ったり支援したりできるのではと考えている。

委員：8章の里親確保について、これだけの里親を確保しようと思えば、これまでの大阪府の取組を継承するだけでは不十分なことは明らかだと思う。

また、委託率が向上している自治体では、委託率を上げると不調が増えてしまうリスクが高まるとも言われる。委託率を上げながら、どうやって不調を防いでいくのかを考えていくことも重要だと思う。

目標としている里親の確保を目指した時に、新しく乳児院を開設することも予定され

ているがその乳児院の定員についてはどう考えられているのか。

また、里親支援機関として、施設が市の所管になった時に、里親支援の人材をこれまでのように一人ないし二人置くことができるのか、そろそろ提示してもらわないと、人材の配置等に関わってくるので、施設の立場での話にはなるが、引き続き連携させてもらえればと思う。

事務局：里親の確保に向けて府の取組継承だけでは不十分という意見については、豊中市で取り組んでいくことができる環境になるので、市内だからこそできる、地域に密着しているからこそできる取組を検討していきたい。

委託後の不調についても広域行政よりは市内に限られることになるので、里親家庭への訪問の頻度や状況の把握など相談についても取り組んでいけると考えている。

また、里親支援センターの設置も検討しており、民間活力も活用しながら里親支援について取り組んでいきたい。

里親委託率が上がれば乳児院の現員の減少が起きてくることについて、こどもの保護にあたっては乳児院のアセスメント機能は変わらずに重要であるし、里親家庭での不調時のレスパイトや子育て支援家庭へのショートステイとしての活用等、乳児院の活躍の場はまだ多くあると思う。また、大阪府でも乳児院の数が足りなくなるという声も聞いているので、他の自治体との連携の中で、乳児院の措置、一時保護委託も発生するのではと考えている。

里親支援体制の人員等については、現在、大阪府と協議中であり、そのようなことが整った段階でまたお伝えできればと思っている。

○第9章～第12章について説明（事務局）

委員：弁護士配置またはそれに準じる措置については、これも法律に規定されている。準じる措置ではないという趣旨であればこのままでも良いが、弁護士を配置して何をやりたいかを重点的に見てもらえるような表現にてはどうか。

事務局：弁護士を配置して何をしたいかということを書き込むよう検討する。

委員：第10章、社会的養護自立支援等の担当者の配置について、児童相談所は平日にしか開設されていないので、この人は平日の昼間は学校や仕事等をしている若者等の相談を直接受けるというよりは、施設や里親家庭といった関係機関の人たちと、もうすぐ退所や委託解除になるというこどもについて連携しやすくするための配置と考えてよいか。

また、第10章の③について、施設で生活しているこどもはソーシャルスキルトレーニング等受けていると思うが、里親家庭のこどもたちはどのような状況にあるかを考えた時に、里親家庭のこどもについて、里親家庭は施設よりも情報が少ないことが多いので、そのあたり、里親委託を推進していくにあたっては、退所を控えたという言い方も里親家庭の場合にはあまり使わないし、里親家庭での自立に向けた支援の在り方にいてもしっかりと考えていただくと良いのだろうと思う。

事務局：里親家庭においては、一定社会に出てこどもたちがそういった経験を受けているものと考えている。ただ、今後委託解除を控えたということになれば、当然里親家庭とも

連携しこどもの自立に向けて一緒に考えたり、支援の継続を検討したりということについては児相としても取組が必要だと考えている。

また、児相に配置を予定しているケアリーバ支援担当者について、施設入所中のこどもには担当者があるので、自立支援について知識や経験を蓄積したものを作っていくことを一つ想定しているのと、様々な機関との連携を調整していく、また、調整の仕方について各担当と共有していくといったことを想定している。

委員：第11章、18ページに第三者評価の受審を目指すとあるが、これは児相と一時保護施設と両方も5年以内での受審を目指すということか。できれば、一時保護施設の方はもっと早めに受審を目指してもらった方が良いのではと思うが如何か。

事務局：第三者評価について、国方で児童相談所の第三者評価が努力義務とされているので5年以内での実施を目指すことにした。また、一時保護施設の第三者評価は義務化されていることでもあり、それより早めに取り組んでいきたいと考えている。

委員：17ページ⑤、児童相談所の使命として365日24時間の対応について、必要なことだとは思いますが、当たり前のことだからということで記載しないのか。

事務局：お見込みのとおり、365日24時間の対応は当然のこととして記載していなかったが、記載をということですので表現を含めて検討したい。

部会長：表現が気になった点として、15ページ①「里親では対応が困難なこども…」という表現は、こどもが見ると嫌がるのではないか。ここの箇所に限らず読み込んだら、少し気になる表現があるかもしれない。再度見直しをしてもらえたらと思った。

事務局：里親では対応困難なこどもという表現は、見たこどもがどう思うかということはよくわかったので、適切な表現に修正したい。また、他にもそのような表現がないかも一度確認させていただきたい。

委員：自立支援について、府の取組を継承していくということで、府が実施しているソーシャルスキルトレーニングはそのまま利用することができるのか。

翼は市所管になるが、こどもたちは当面大阪府内のこどもと豊中市のこどもとが混在することになるが、他市の施設に入所する豊中市のこどもたちが、当該施設所在地でできる自立支援の取組を利用することができるのか。そのあたりのことを最後に質問させてほしい。

事務局：ソーシャルスキルトレーニングについて、現在アフターケア事業部が実施している事業については、継続して利用できるようにしたいと考えている。

また、翼に入所する他市のこどもたちの自立支援については、それぞれの担当の児童相談所や市町村、関係機関がメインになって支援していくことになると思う。ただ、豊中市内のこどもたちについては、豊中市の関係機関を利用できるように一緒に考えさせていただきたい。

自立支援拠点については、今後検討していくことになるが、それができた時には、豊中

市で措置をした子どもたちで他市の施設にいたとしても、対象に含めて考えていきたい。

部会長：まだまだご意見があるかもしれないが、終了時間も近づいており、一旦ここで締めさせていただきます。残ったご意見、新たなご意見等については、事務局の方にメール等で伝えて欲しい。それらご意見も含め、私と事務局とで、一旦中間案として取りまとめをさせていただきますたいと考えているが、よろしいか。

全委員：了承

部会長：本日ご報告いただいた委員にも感謝。本日いただいた報告内容、質疑応答でのご意見等も中間案の取りまとめの際に反映させたい。

事務局：本日お示しした中間案に対するご意見については、今月中を目途にメールにて事務局までお願いしたい。それらご意見を踏まえて、部会長と協議の上中間案の取りまとめを8月初旬ごろ目途に一旦中間として取りまとめる予定。その後、こどもプランの方に包含をしていく。

次回、第3回は11月の中頃を予定。8月末以降に改めて日程調整させていただく。

次回が本検討部会の最終となる。こどもプランと包含した形で社会的養育推進計画成案についてご審議いただく予定としているので、よろしくをお願いしたい。

最後に、先週7月18日に、本市を「児童相談所設置市」に指定する旨の公布が国よりあったことをご報告しておく。引き続きよろしくをお願いしたい。

— 閉会 —